

<その他、取組に特徴のある事例>

小規模集落における持続的な農業生産活動の取り組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	愛知県 <small>はずぐんはずちよう</small> 幡豆郡幡豆町 <small>にししいけした</small> 西池下			
協定面積 1.6ha	田(100%) 水稻	畑	草地	採草放牧地
交付金額 26.4万円	個人配分		50%	
	共同取組活動 (50%)	役員手当 景観作物の作付補助	10% 40%	
協定参加者	農業者 10人、幡豆土地改良区			

2. 取組に至る経緯

西池下集落では、農業従事者の高齢化が進展するなか、生産性の低さと重労働のため、農業の継続が困難となっていた。このため、将来にわたって農用地の維持管理を行っていくための方策を模索していた。そういった中で中山間地域等直接支払制度の開始を契機に、耕作放棄地の増加に危機感を感じていた集落内の専業農家が中心となって、耕作放棄地の発生を防止するために協定を締結することになった。

3. 取組の内容

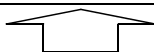
耕作放棄地の発生を防止するために、耕作放棄地になりそうな農用地は、地区内外の担い手農家等による利用権の設定や農作業の委託等を行い、農用地の保全を図っている。また、農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行い、水路、農道等についても集落協定の構成員の協力を得て、定期的に水路清掃、草刈りを行い、施設の維持保全を図っている。また、景観作物としてレンゲの作付を行うなどの取組も実施している。



レンゲ作付の様子

[集落の将来像]

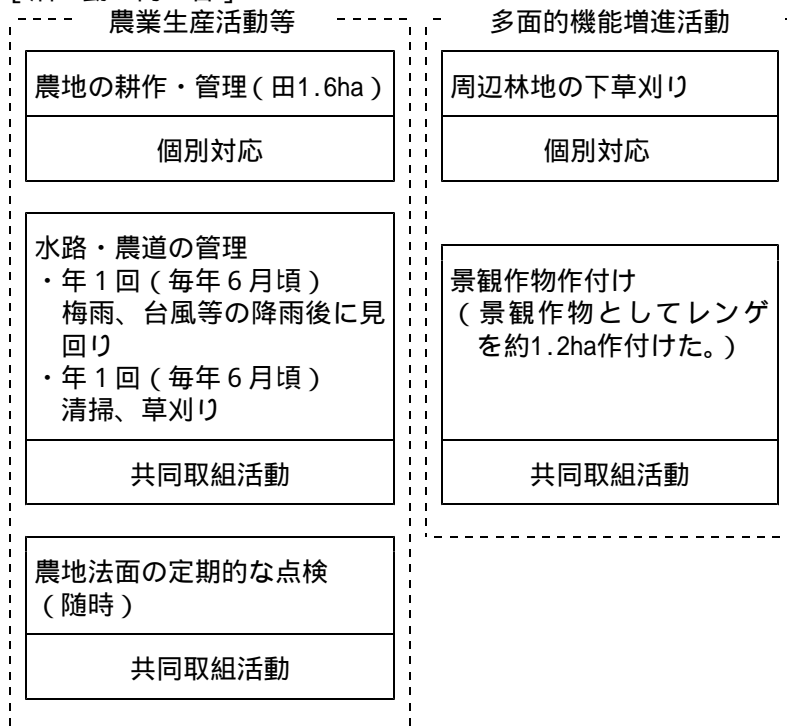
担い手育成のための活動を推進し、担い手への農地集積、農作業の委託に努める。また、集落内の農業生産活動の継続を図るために、定年帰農者等を活かした継続的な営農体制整備を図る。



[将来像を実現するための活動目標]

- ・耕作放棄地となるの可能性の高い農用地の利用権設定等
- ・農地法面、水路・農道等の草刈等の定期管理
- ・地区周辺林地の下草刈り及び、景観作物の作付け

[活 動 内 容]



4 . 取組による変化と今後の課題等

対象地域の農地と一体となった周辺林地の草刈り、また、景観作物の作付け等を行い、将来にわたる持続的な農業生産活動を可能とすることにより、本集落の持つ多面的機能の確保を図り、関係者が一致協力することを目標とする。

[平成20年度までの主な成果]

耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家による利用権の設定等や農作業の委託を行なった。

農地法面の崩壊を未然に防止するため、定期的な点検を行った。また、農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行ない、これにより農地が維持管理され、田の持つ貯水機能により洪水などの災害を防ぐことができた。

水路及び農道の草刈りや清掃を年1回行い、梅雨、台風等の降雨後には見回りを行なった。

景観作物の作付けを行い、周辺住民や来訪者に、緑豊かな自然に触れ、安らぎを感じてもらうことができた。